

亀山市公告第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総合政策部財務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成30年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

・平成30年度亀山市一般会計補正予算（第1号） 別冊